



1. 開催日時等

- ① 日時 : 令和5年1月9日(日)10:00~12:00
- ② 場所 : 2階大ホール
- ③ 出席者: 会長、副会長、地区長、理事(卯月英二氏、金久保博氏、外山仁美氏、高橋洋史氏欠席)
- ④ 議長 : 星野会長

会長	副会長	作成
		

2. 会長挨拶・報告

- 添付資料①「令和4年1月度 会長報告」を参照のこと。
- 添付資料②「令和4年1月度 常務役員会資料」を参照のこと。

3. 審議(決議、検討、確認、連絡、報告)事項

(1) 常務役員選任について(桐田副会長)

(添付資料③「常務役員選出のための行動スケジュール表」参照のこと)

昨年9月以降、本部役員会では常務役員の選任スケジュールに基づき、選任活動を続けてきました。また昨年12月には、会長信で会長、副会長、地区長、会計監査員の改選に当り、候補者の立候補、推薦等のお願いをしました。

今月1月度は、地区毎に作成していただいた「常務役員候補者リスト」に基づき、戸別訪問によるお願いの月ですので、地区役員総力でこれに当たってください。

常務役員の立候補者や推薦の動向を踏まえ、どうしても決まらない場合は会則に則り、現理事から選出の抽選になりますが、このような事態を避ける努力をしてください。

決まらない場合は、会長をはじめとする常務役員で説得等の行動を起こして決めていきたいと思っています。

(2) 令和5年度活動計画スケジュールについて(桐田副会長)

(添付資料④「自治会活動計画スケジュール表」参照のこと)

次年度活動方針は、自治会活動計画作成のスケジュール表に従って本部役員会で討議決定し、その結果は令和5年度定期総会議案書に反映されます。

1月度は自治会役員(会長、副会長、地区長、理事、班長、会計監査員)の選任を行い、2月8日(水)を期限に、会長まで報告することになっていますのでよろしくお願いします。

早急に会長信で令和5年度役員選任依頼の回覧文書を回しますので早急に対応をお願いします。

理事、班長については輪番制をとっていますが、その詳細については添付資料⑤「理事、班長当番の輪番制について」でご確認ください。

(3) 令和4年度専門部活動報告について(桐田副会長)

先月、専門部から令和4年度の活動報告を提出していただきましたが、それを定期総会

議案書の報告様式にまとめました。今後の課題については、各専門部からの報告に加えて、本年度活動した自治会改革プロジェクト(以後 SKP とする)で明らかにした改善課題からの提案を入れさせていただきましたので、各専門部会で討議していただき、1月20日(金)までに会長または桐田まで提出してください。

(4) 令和5年度の活動基本方針、重点活動方針について(桐田副会長)

(添付資料⑥「令和5年度桜台自治会活動方針」参照のこと)

定期総会審議予定の、「令和5年度 桜台自治会活動方針」を作成しましたので、その案を説明します。審議決定は2月度の本部役員会で行います。

- ① 現在の活動基本方針は、平成22年度に実施した改革実行委員会で決まったものをベースに、大きな変更もなく引き継がれてきました。この基本方針をベースに専門部活動方針、または専門部活動計画を作成し、定期総会の承認を得て、新年度になって専門部活動計画を作成または確認して、自治会活動が進められてきました。活動基本方針は大きく変わらないので、専門部活動計画は前年踏襲が多く、本来検討すべき改善課題については計画に取り上げることが少なく、必要に応じて都度取り上げられ検討されてきたのが現状です。
- ② 改善すべき課題を取り上げ解決するための行動を起こしていくためには、活動基本方針作成から新役員による新年度活動計画作成までの流れを明確にし、新年度活動重点方針を作成する必要があります。添付のように新年度活動重点方針を作成しました。
- ③ 活動重点方針は SKP で作成した「桜台自治会改善課題一覧表」から選定しました。重点課題としては
 - a. SKP 提案の実現に向けての活動の推進
 - b. 30年以内に70%の確率で発生すると予想されている地震に備えて、防災活動の見直し
 - c. 若い世代の自治会参加、ふるさと創生活動の推進
 - d. コロナ終息後の自治会活動の展開(イベントの見直し)次回本部役員会にて討議審議し決定しますのでよろしくお願いします。

(5) SKP報告書の審議

SKPの提案を今後実現に向けて、定期総会の承認が必要な事項を除き、改善の必要が生じた都度本部役員会で審議し、承認後実施に移していくことになった。

(6) 令和5年度のイベント企画について(桐田副会長)

添付資料⑦「問題点から見た夏祭り等の企画について」参照のこと)

令和5年度もウィズコロナが続くことが予想されますが、政府や市関係機関の対応、さらには近隣自治会の動向を踏まえてイベントを企画していくことには変わらないが、桜台自治会においては、夏祭りやフェスティバルは今後どのように企画すればいいかは最大の関心事であり、課題でもある。

ここでは、その対応について提案する。討議は2月度の本部役員会で意見交換を行いま

すのでご検討ください。

(7) 総合防災訓練マニュアルについて(中嶋副会長、防災部会アドバイザー)

(添付資料⑧「総合防災訓練マニュアル」検討案を参照のこと。)

先月度、桐田副会長が提示された「総合防災訓練マニュアル」を検討し、組み立てを変え追加修正等編集を行いましたので、ご確認ください。

なお、ご意見のある方は中嶋副会長まで連絡願います。討議は2月度本部役員会で実施予定にしています。

4. 役員、専門部報告(特記事項のみ)

(1) 玉川副会長、片桐2丁目地区長

桜台の住民から、2丁目の「わんぱく公園」にイノシシが出て対応してくれという電話が市農林振興課にあり、市から自治会に連絡がありました。

今後、わなによる捕獲資格を持つ2人の会員と、捕獲檻の設置等の対策を一緒に考えていきます。日中にイノシシに出会うことはないと思いますが、出会った場合は決して逃げたりせず、イノシシの視線から隠れるために、物陰に隠れる等、日頃から対応を考えておいてください。

(2) 藤田3丁目地区長

ゴミステーションの掲示物の管理は、地区長や生活環境部だけがやるものではなく、清掃当番や会員全員が関心を持って取り組む必要があります。分別方法や注意喚起の掲示物の破損を見つけたら、地区長または自治会館事務局に連絡してください。

(3) 中村4丁目地区長

常務役員選出に苦勞しています。1月度は戸別訪問の月ですので、役員全員力を合わせ候補者の皆さんにお願いに上がりますので、ご協力をお願いします。

桜台自治会にも女性の積極的参加が求められている昨今、女性の皆さんにもご協力いただきたいと考えています。よろしくをお願いします。

5. 次回本部役員会開催予定 令和5年2月12日(日) 10:00~12:00

6. 添付資料

- ① 令和4年1月度 会長報告
- ② 令和4年1月度 常務役員会資料
- ③ 常務役員選出のための行動スケジュール表
- ④ 自治会活動スケジュール表
- ⑤ 理事、班長当番の輪番制について
- ⑥ 令和5年度桜台自治会活動方針
- ⑦ 問題点から見た夏祭り等の企画について
- ⑧ 総合防災訓練マニュアル(検討案)

以上

令和5年1月度 会長報告（1月9日）**会長挨拶**

新年明けましておめでとうございます。コロナウィルスの拡散とインフルエンザの感染拡大のニュースが報道されています。

このことから、皆さん方には従来以上に感染防止策の徹底の協力をお願いします。

I. 12月12日～1月9日の自治会・関係団体の行事関係

1. 12月11日（日）有秋地区二十歳の集い実行委員会 [有秋公民館] ..星野出席
2. 12月14日（水）防災策定委員会役員会 [有秋公民館] ..星野出席
3. 12月19日（月）市連合会SDGs 第4回部会 [国分寺公民館] ..星野出席
4. 12月20日（火）有秋南小学校区安全安心NW推進会議 [桜台] ..星野、中嶋副会長出席
5. 12月24日（土）有秋地区防災計画策定委員会 役員会 [有秋支所] ..星野出席
6. 12月25日（日）有秋地区連合会SDGs 講習会 [有秋公民館] ..星野出席
7. 01月08日（土）有秋地区二十歳の集い [有秋公民館体育室] ..星野出席

II. 市役所・警察・消防署からのメール配信

1. 市役所からの情報(12/13～01/09)

- ① 火災の連絡 馬立…12/11、五井…12/12、島野…12/29、喜多…12/29
- ② 行方不明高齢者の捜索について（12/18…能満 80歳 男性、01/07…青葉台 71歳 女性）
- ③ 12月12日 マイナンバーカード出張サポートの開催 12/14～18休-ヨ-カ-姉崎店入口
- ④ 12月12日 電話de詐欺への注意喚起（12/14,12/15,21,22,26,
- ⑤ 12月16日 12/19工事に伴う八幡公民館・市原支所の駐車場利用停止について
- ⑥ 12月19日 モデルナ社のワクチン接種対象年齢の拡大（18歳以上から12歳以上に変更）
- ⑦ 12月19日 1月19日から開業の創業セレクト講座開催の案内
- ⑧ 12月21日 小湊鉄道イルミネーション2022は25日で終了（24, 25イルミネーション列車）
- ⑨ 12月21日 千葉県で省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫等の購入応援キャンペーン
- ⑩ 12月26日 市内公共施設で障がい者手帳アプリが使用可能になりました
- ⑪ 12月27日 令和5年二十歳の集いの開催案内について…1月8日(日) 各公民館など
- ⑫ 01月01日 広報いちはら 1月号発行のお知らせ
- ⑬ 01月04日 市役所（旧庁舎）守衛室前にて献血実施のお知らせ
- ⑭ 01月05日 2月11日に上総更科公園にて2人1組でペアタイムレース開催の案内
- ⑮ 01月05日 婚活inいちはらの開催案内について 2/5五井グランドホテルで開催（農業従事者）
- ⑯ 01月06日 1月開催セレクトセミナーのご案内について

2. 警察からの情報(11/16～12/15)

合計 101件

- ① 自転車盗 18件、自動車盗 . . 2件、オートバイ盗 . . 0件
- ② 住居侵入&空巣 . . 29件
- ③ 万引き・置引き . . 17件
- ④ 器物損壊 6件
- ⑤ 車上ねらい 9件

Ⅲ. 転入・転出（12月31日現在）

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	月末の会員数
転入			1		1,193
転出		1	1		

Ⅳ. 01月10日～02月12日の自治会・関係団体の行事関係

1. 01月14日（土）市原市町会長大会 [市民会館] ..星野出席
2. 01月17日（火）有秋南小学校区安全安心NW推進会議 [桜台] ..星野、中嶋副会長出席
3. 01月26日（木）社会福祉協議会 理事会 [アネッサ] ..星野出席
4. 01月27日（木）有秋地区町会長連合会役員会 [有秋支所] ..星野出席
5. 01月28日（土）有秋地区防災計画策定委員会 役員会 [有秋支所] ..星野出席
6. 01月31日（火）市連合会SDGs 第5回部会（国分寺公民館）..星野出席
7. 02月03日（木）有秋地区町会長連合会役員会 [有秋支所] ..星野出席
8. 02月10日（金）有秋地区町会長連合会全体会議 [有秋公民館] ..星野出席

Ⅴ. 審議<決議、検討・確認>事項

1. 令和5年度の常務役員選任について
2. 令和5年度活動計画スケジュールの確認について…定期総会議案書作成に向けて
3. 令和4年度の専門部活動報告の集約について
4. 令和5年度の活動方針、重点活動方針について
5. SKP報告書の審議（提案の受付と今後の取り扱い）について
6. 令和5年度のイベント企画活動の方向性について

次回の開催予定日 02月12日（日） 10時より

令和5年1月度 常務役員会（1月9日）

「確認&審議事項」

◎ コロナウィルスの再拡大への対応について

新年明けましておめでとうございます。コロナウィルスの拡散とインフルエンザの感染拡大のニュースが報道されています。

このことから、皆さん方には従来以上に感染防止策の徹底の協力をお願いします。

1. 令和5年度の常務役員選任について
2. 令和5年度活動計画スケジュールの確認について…定期総会議案書作成に向けて
3. 令和4年度の専門部活動報告の集約について
4. 令和5年度の活動方針、重点活動方針について
5. SKP報告書の審議（提案の受付と今後の取り扱い）について
6. 令和5年度のイベント企画活動の方向性について

次回の開催予定日 02月12日（日） 8時30時より

なお、次回も8時15分に集合して会場の設営を常務役員の協力のうえ行う。

常務役員選出のための行動スケジュール表 (副会長、地区長は2/8(水)までに各町内の役員リスト作成)

NO	役員選出行動	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4	班長を含めて常務役員候補が見つからなかった場合は、副会長、地区長は、過去に理事、会計監査員を経験した人の中から、また地区役員全員から自治会活動に積極的な人を推薦していただき、常務役員候補者リストを作成する。過去に常務役員を経験した人でも候補者に入れてもいい。								常務役員候補者リスト		
5	班長を含めて新常務役員候補が見つからなかった場合は、回覧板で地区ごとに常務役員の立候補者の募集、受付を行う。								立候補者募集		
6	現地区役員(理事、班長)からから次期常務役員を選出することができないと判断した場合は、年度終盤の新年に入ったらず、常務役員候補者リストから説得順位を決めて、地区長、理事が中心になって戸別訪問し引き受けのお願いを開始する。								候補者宅戸別訪問		
7	どうしても決まらない場合は、理事から報告を受けた感触がいい候補者順に、会長、地区副会長、地区長と一緒に戸別訪問し説得する。										2/8(水)
8	理事は責任を持って常務役員選出行動を起こしリードするとともに、どうしても決まらない場合は、地区理事4人の中から抽選で決める。										2/8(水)
9	それでも決まらない場合は、現常務役員に留任をお願いする。										2/8(水)

副会長、地区長は2/8 (水) までに地区役員会を開き新役員決定し、新役員リスト作成

2/12 (日) 本部役員会で新役員リスト紹介

3/5 (日) 本部役員会までに役員引継完了

3/5 (日) 新旧役員出席のもと本部役員会開催

3/12 (日) 新班長会開催 (新体制での初会合)

自治会活動計画スケジュール表

		担当	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
4	今年度自治会活動のまとめと次年度活動重点方針の作成(改善課題一覧表の重要度評価から優先課題選出)	常務役員		■	1/9				
5	1月度本部役員会で次年度活動重点方針の討議	常務/本部役員			■ 1/9				
6	次年度役員(会長、副会長、地区長、理事、班長)の選任、地区役員会開催	会長、常務役員	■			2/8(水)			
7	次年度自治会活動方針案の作成	会長/常務役員			■				
8	2月度本部役員会で活動重点方針の決定、次年度役員候補者決定、	常務/本部役員会				■ 2/12			
	専門部長決定と班長の専門部配属決定、(新理事集合後、専門部説明、希望と抽選・班長は希望集計後常務役員による抽選)	会長/常務役員				■ 2/26			
	新旧理事、専門部の引き継ぎ完了					■	3/5		
9	次年度専門部活動方針案の作成	各現専門部				■	3/5		
11	3月度本部役員会で次年度専門部活動方針案の決定	現新常務/現新本部役員					■ 3/5		
12	班長会開催(次年度滑動方針、専門部活動方針説明)	現新役員					■ 3/12		
15	定期総会 年度活動方針承認	新旧役員						■	
17	年度専門部活動計画の作成	各新専門部						■	
18	5月度本部役員会で次年度専門部活動計画の承認	新常務/本部役員会							■

コロナ禍で新旧役員出席のもとで2/8の地区役員会が開催できない場合は、地区の現本部役員のみでの出席で開催していいとする。
 コロナ禍で現新役員出席のもとで3/5の3月度本部役員会を開くことができない場合は、現新常務役員、現理事のみでの出席で開催していいとする。
 コロナ禍で現新役員出席のもとで3/12の班長会を開くことができない場合は、地区毎の班長会とし、新役員のみでの出席で開催するものとする。

理事、班長当番の輪番制について

桜台自治会 副会長 桐田 勝夫

1. 会則での規定

桜台自治会会則では、第11条(役員の選出)で以下のことが規定されている。(原文解釈)

- (1) 班長選出は班内で決めた順送りに従う。
- (2) 理事選出は、区内の班の順送りで、班内の理事の順送りに従う。理事の班内での順送りは、班長の順送りと同じケースが多い。
- (3) 新理事の選出は、現理事が理事予定者の所属する次の班の現班長を訪問し依頼する。
- (4) 班長の選出は、現班長が班長予定者を訪問し依頼する。
- (5) 理事・班長予定者から、相当な理由を付して理事・班長就任が困難であるとの申出があり、班内で大方の理解が得られる理由の場合は、役員辞退を認め、その次の順番の理事・班長予定者に依頼する。
- (6) 理事・班長の再任は本部役員会の承認が必要です。
- (7) 班長と他の役員(理事、地区長、副会長、会長、会計監査員)と重なった場合は、他の役員を優先し、班長はその先に順送りとなる。
- (8) 理事と他の役員(地区長、副会長、会長、会計監査員)と重なった場合は、他の役員を優先し、理事はその先に順送りとなる。
- (9) 常務役員(会長、副会長、地区長)を務め退任した会員は、退任後回ってくる最初の理事の就任は免除される。

2. ローカルルールの尊重

役員選出については、1項のように会則に規定されているが、一部の区でローカルルールが運用されていると聞く。永い間運用されてきて、関係する会員が納得し運用しているルールがあれば、これを尊重していいものとするが、以下のようなルールは今後不公平になる可能性があるため、できればこの際は是正していただきたいと思っている。

- (1) 理事を1回やれば、その後は理事をやらなくていい。

会則では、例えば、ある区を例にとると、ある区は4班、各班10会員で構成されているとすれば、理事は40年に1回は回ってくることになる。昨今、理事、班長辞退者が増えてくると、周期は短くなる可能性があり、自治会結成40年にならんとする桜台自治会では、2回目の理事予定者が出てきてもおかしくない状況です。

- (2) 順送りで、理事退任翌年に班長が回ってきた場合は、班長は免除される。

会則では、理事、班長の順送りの結果、2年続けて班長—理事、理事—班長が回ってくることもある。

3. 次期理事予定者をどのようにして知るか。

区の現理事から、理事予定者が所属する次の班であることの連絡を受けた現班長は、自治会事務局を訪問し、過去の役員リスト(理事、地区長、副会長、会長)で、班の前回就任理事名を確認し、班長の順送りに従い次期理事予定者を確認してください。

以上

第4号議案「令和5年度桜台自治会活動方針」

1. 基本方針

スローガン “みんなで創る 安全で安心な 美しい町”

NO	活動基本方針
1	<p>ともに支えあうまち；助け合う地域社会をめざして</p> <p>(1) ボランティア活動に参加し社会貢献をしよう。 (2) 交流を増やし人の輪を広げよう。 (3) 挨拶・声掛けで人をつなごう。 (4) 困っている人がいたら手を差し伸べよう。</p>
2	<p>ともに育むまち；温かい心と、未来を託す人づくりをめざして</p> <p>(1) 地域で子育てを支援する活動に取り組もう。 (2) 現役世代、女性が進んで参加する自治会をめざそう。 (3) 地域を挙げて健康づくりに取り組もう。</p>
3	<p>ともに培うまち；自然が豊かな住みやすい環境をめざして</p> <p>(1) 公園・緑地の愛護活動を推進しよう。 池や公園、緑豊かな自然を守っていこう。 (2) ルールを守って迷惑行為がないまちにしていこう。 (3) 会員、非会員が協力し合ってゴミステーションを管理しよう。</p>
4	<p>ともに守っていくまち；安全で安心なまちをめざして</p> <p>(1) 災害想定に基づいた現実的、実際的な防災活動にしていこう。 (2) 会員の高齢化を反映した防災規約、防災マニュアルにしていこう。 (3) 一人ひとりが防犯知識を高め、集団的防犯力を向上させよう。</p>

2. 重点活動方針

高齢化が進んでも持続可能な自治会を目指して

NO	重点活動方針
1	<p>桜台自治会改革プロジェクト（SKP）提案の推進</p> <p>(1) 役員輪番制の監視と対応 (2) 常務役員会の機能強化の推進 (3) 常務役員選任困難問題の解決</p>
2	<p>災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 桜台自治会自主防災規約の見直し (2) 災害時に機能する防災組織の検討 (3) 災害時の自助、近助の在り方検討 (4) 防災マニュアルの見直し</p>
3	<p>若い世代の自治会活動参加の推進</p> <p>(1) 青年部の在り方検討 (2) 子育て世代への支援活動の推進 (3) “ふるさと創生”活動の推進</p>
4	<p>新型コロナウイルス感染終息後の自治会活動の展開</p> <p>(1) 夏祭り、フェスティバルの見直し</p>

令和5年1月9日

問題点から見た夏祭り等の企画について

桜台自治会(文責: 桐田)

1. 盆踊りの問題点

- (1) 準備に多大な労力と時間を要する。
- (2) やぐらや放送設備、来賓席の机椅子の配置やテント張りなど力仕事が多い。
- (3) 道路使用許可、グラウンド使用許可、保健所手続き、来賓招待などの事務的仕事も多い。
- (4) 近隣町会長や関係団体の役員の接待などの仕事も発生する。
- (5) 自治会からの出費も多い。
- (6) 雨天中止のリスクあり。
- (7) 参加者が会員の30%程度と少なく、一部の人に限られる。一度も参加したことがない人も多い。
- (8) 会員の高齢化で準備に参加できない人が多くなった。
- (9) 専門部の仕事が大変。

2. 問題点の解決に向けて

NO	問題点	対応案
1	準備に多大な労力と時間を要する。	準備が簡単な夏祭りを考えるとなると、夏祭りは縮小となる。
2	やぐらや放送設備、来賓席の机椅子の配置やテント張りなど力仕事が多い。	・舞台やぐらやテント等は最小限にする。 ・来客は呼ばない。または必要最小限に抑える。今までの夏祭りとは違ったものにならないを得ない。
3	道路使用許可、グラウンド使用許可、保健所手続き、来賓招待などの事務的仕事も多い。	許可や申請を最小にする。中央グラウンドを使う盆踊りはできないことになる。
4	近隣町会長や関係団体の役員の接待などの仕事も発生する。	来客の接待は必要最小限に抑える。桜台身内に限った夏祭りになる。
5	自治会からの出費も多い。	費用対効果を考慮した出費とする。 誰のための夏祭りかを考える必要がある。
6	雨天中止のリスクあり。	・雨天順延が可能なものにする。 ・雨天でも可能な企画とする。 ・中止しても損失の少ない企画とする。 雨対策が可能な自治会館周辺が会場にな

		る。
7	参加者が会員の30%程度と少なく、一部の人に限られる。一度も参加したことがない人も多い。	・子供から高齢者まで参加できる企画とする。ラジオ体操のように子供だけでなく大人も参加できるものが望まれる。
8	会員の高齢化で準備に参加できない人が多くなった。	準備が容易な企画とならざるを得ない。
9	専門部の割り当てられた仕事が大変。	極力専門部の仕事を抑える企画とする。

3. 令和5年度はどんな夏祭りの企画が考えられるか。

大きくは以下の3つの形が考えられる。

- (1) 令和5年4月に、コロナ感染が収まらず、ウィズコロナを続いた場合、夏祭りは中止する。その代わりに令和4年度と同様に、コロナ終息宣言がでてから準備して間に合う子供中心のイベントを考える。
- (2) 令和5年4月までに、コロナが完全終息したら、そのお祝いを兼ねて、従来型の夏祭りの形は変えず、力仕事を外注化してでも一度は実施する。
- (3) 令和5年4月までに、コロナが完全終息したら、盆踊りは止めて、子供中心の夏祭りとし、これに大人たちが参加して盛り上げる形にする。
例えば日中は子供神輿と餅つき大会、夕刻から納涼大会と称して、ビアガーデン、テニスコートで即興盆踊りやカラオケ大会等を開催する

4. 夏祭りの企画について

- (1) 従来型の夏祭りを実行する場合は、令和5年4月に実行委員会を立ち上げる。
- (2) 子供中心の夏祭りを実行する場合は、イベント企画部を中心に計画するかまたは実行委員会を立ち上げ、実施は専門部の役割分担で行う。
- (3) コロナ終息宣言が遅れた場合の企画は、イベント企画部が中心になって進める。

5. その他のイベント企画

令和5年度はまず夏祭りの企画に集中して、フェスティバルは、令和5年度は中止し、令和6年度以降のフェスティバルの企画を考える。

6. 次回本部役員会での討議

以上の提案について次回2月度の本部役員会で審議し、令和5年度のイベント企画について決定する。

以上

総合防災訓練マニュアル

(検討案)

1. はじめに

本マニュアルは、大地震災害を想定した市原市総合防災訓練時の桜台自治会の防災訓練を円滑に進めるために、各家庭における発災時の初期行動および^{*1)}防災組織メンバー(班長、理事、地区長、会長)の役割をまとめたものである。

2. 訓練内容

2.1 目的

大地震発生時に自ら身の安全を守り、火災や電気災害などによる二次被害の発生を防ぐ行動、また近隣および自治会防災組織による避難行動の手順を確認するために訓練を実施する。

2.2 訓練項目

市原市総合防災訓練に合わせて以下の訓練を行う。

- 各家庭における発災時の初期行動訓練
- 一時避難所集合訓練
- 安否確認・被災状況把握訓練
- 情報伝達訓練

2.3 訓練の流れと内容

(1) 事前の準備と確認

- ❖ 総合防災訓練の日程および有秋南小地区防災訓練要領が決定したら、会長(自主防災会本部会長)は桜台自治会の防災訓練について自治会員に知らせるとともに、具体的計画の策定を自治会防災担当副会長または防災部長に指示する
- ❖ 自治会防災担当副会長または防災部長は防災訓練計画を各地区長(町会防災会会長)に報告する
- ❖ 各地区長(町会防災会会長)は防災訓練の計画内容にしたがって準備を行う。また、事前に防災倉庫の点検票にしたがって物品、数量の点検を実施する

(2) 一時避難所への集合(時刻は参考)

- ❖ 副会長、地区長、理事は9時までに集合し避難所を設営する
- ❖ 班長は初期行動および無事ですタオルを確認後速やか一時避難所に集合する
- ❖ 自治会住民は9時20分までに一時避難所に集合し班別に整列する
- ❖ なお、会長は指定避難所(有秋南小)で待機する

—注意—

訓練日程は総合防災訓練の実施計画により決定されるので、開始時刻は変更される場合がある。

(3) 訓練の実施

有秋南小地区の総合防災訓練は概ね以下の流れで実施される。詳細は有秋南小地区の防災訓練計画による。

1) 避難訓練の開始 【担当：全員】

*3) マグニチュード 7.3 震度 6 強とする地震発生 of 緊急放送が防災無線より発報される。

2) 各家庭での初期行動【担当：全員】

まずは、

- 身の安全を守る行動（シェイクアウト）を取る。

シェイクアウトとは地震の際の安全確保行動を身につける訓練で、①身を低くして ②頭を守り ③動かない この行動を 1 分間保つ。

揺れが収まったら、

- 火の元・ガスの元栓確認、電気ブレーカーの切断（訓練では模擬操作）
- 出口の確保（窓や戸を開ける）
- 家族の安否確認、家屋の被災状況の確認、出口の確保
- 無事ですタオルの掲示

玄関ドアの取っ手などに「タオル」を結ぶ。→このタオルが無事である目印となる。

班長は避難しながら「無事ですタオル」の有無を確認する。また、安否確認シートの要支援者宅に無事ですタオルが掲示されていない場合はお宅を訪問し安否を確認する。この行動は救助活動の効率化につながる。* 無事ですタオルは避難する家庭も全員が掲示する。

3) 一時避難所への避難訓練 【担当：訓練参加者全員】

戸締りを確認し、貴重品や非常持ち出し袋の持ち出しを想定したイメージ訓練を行う。

避難訓練に参加が可能な家族またはその代表者は、各地区の一時避難場所に速やかに移動する。

なお、班長は無事ですタオルの有無を確認しながら移動する。

【各地区の一時避難所と集合場所】

一丁目：中央公園（1区→ブランコ付近、2区→砂場付近、3区→鉄棒付近）

二丁目：わんぱく公園（1区・2区→芝生の場所、3区・4区→滑り台付近）

三丁目：1区・2区→中央公園グランド、3区・4区→ちびっこ公園

四丁目：なかよし公園（1区・2区→防災倉庫付近、3区・4区→滑り台付近）

4) 避難状況および被災状況の把握訓練【担当：班長】

各班長は班内の無事ですタオルの掲示状況(数)、被害状況を確認し、安否確認シートに記入する。

5) 一時避難所-の開設と対応 【担当：地区長、理事】

防災無線による発災情報と避難指示により、各地区長(三丁目1区、2区は副会長)および理事は、各地区の指定場所(公園)に一時避難所を開設する。

(ア) 避難用具・備品の準備

※ 町会旗(のぼり)、班名カード、腕章(副会長、地区長、理事)、ハンドスピーカー、ヘルメットなどの避難時の^{*6)}備品が防災倉庫に保管されているので、これらを一時避難所に用意する。

(防災倉庫の鍵は地区長が保管し、また予備の鍵は自治会館にある。)

(イ) 一時避難所の開設

- 安全、スペースが十分に確保できる場所に旗をたてる
- 班単位に参加者が整列集合ができるように班名カードなどを使って位置決めする

6) 安否確認シートの取り扱いと情報伝達訓練【担当：班長、理事、地区長】

(ア) 各班長は班名カード(防災倉庫にある)を掲げる。

(イ) 班長は班内の状況(下記の内容)を記入した安否確認シートを理事に提出する。

- 無事ですタオルの掲示数
- 当日の訓練参加者数
- 要支援者の数(安否確認シートに申請のあった方々の人数が記載されている)
- 安否確認シートに変更、相違、また不明な点がある場合には、その内容を理事に報告する。

(ウ) 各地区の理事は班長から安否確認シートを受け取り、各班の「参加者数」及び「タオル掲示軒数」を^{*5)}防災訓練参加人数等集計表に記入し各地区長に提出する。

(エ) 地区長は理事からの集計表をまとめ、集計表と共に状況を自治会長に報告する。

7) 一時避難訓練の終了

一般会員の訓練は一時避難所までとし、地区長または代理者が訓練の終了と解散を指示する。

8) 避難所(有秋南小)への移動 【担当：自治会役員、防災部長、副部長、参加希望者】

地区長は最終避難所での訓練参加者(自治会役員、防災部長、副部長および参加希望者)を誘導指揮し、避難所(有秋南小)に移動する。

防災部長は各地区の避難状況をとりまとめ、防災本部長(自治会長)に報告する。

避難所における訓練は、市および有秋南小地区連絡会が事前に計画した要綱にしたがって実施される。

- 例 -

①避難所開設訓練 ②避難グッズ作成訓練 ③初期消火訓練 ④バケツリレー消火訓練 ⑤備蓄品確認訓練 ⑥応急救助訓練(AED 取り扱いなど) ⑦救出・救護訓練 などの項目が選択される。

(4) その他 【担当：自治会役員、防災部長、副部長】

1) 安否確認シートの内容に相違点などがある場合には、自治会長は事務職員に見直しを指示する。

2) 後日、防災訓練の反省会を行うことが望ましい。

参考（解説等）

*1)桜台自治会防災組織

別表1 桜台自治会自主防災組織図（桜台自治会自主防災会規約より）

*2) 防災役員の役割

別表2 桜台自治会自主防災会本部、役員および専門班の担当業務（桜台自治会自主防災会規約より）

*3)地震による災害想定

市原市の防災訓練は以下の災害想定に基づいています。（平成29年度市原市防災アセスメント調査、防災カルテより）

- (1) 千葉県北西部直下地震 マグニチュード7.3
- (2) 最大震度：6強
- (3) 気象状況：冬18時発災、風速8m
- (4) 有秋地区の被害：全壊55 半壊349（耐震化率50%以上、死者1名、負傷者2名、軽傷4名）
- (5) 停電発生、1週間後供給率50%、完全復旧は1ヶ月
- (6) 上水道停止42%、完全復旧は1ヶ月
- (7) 有秋台地区では、住居損壊による避難者数1日後280人、1週間後1,650人

*4)安否確認シートの様式

別表3 桜台自治会 安否確認シート

*5)防災訓練参加者等集計表

別表4 防災訓練参加人数等集計表（事例 一丁目）

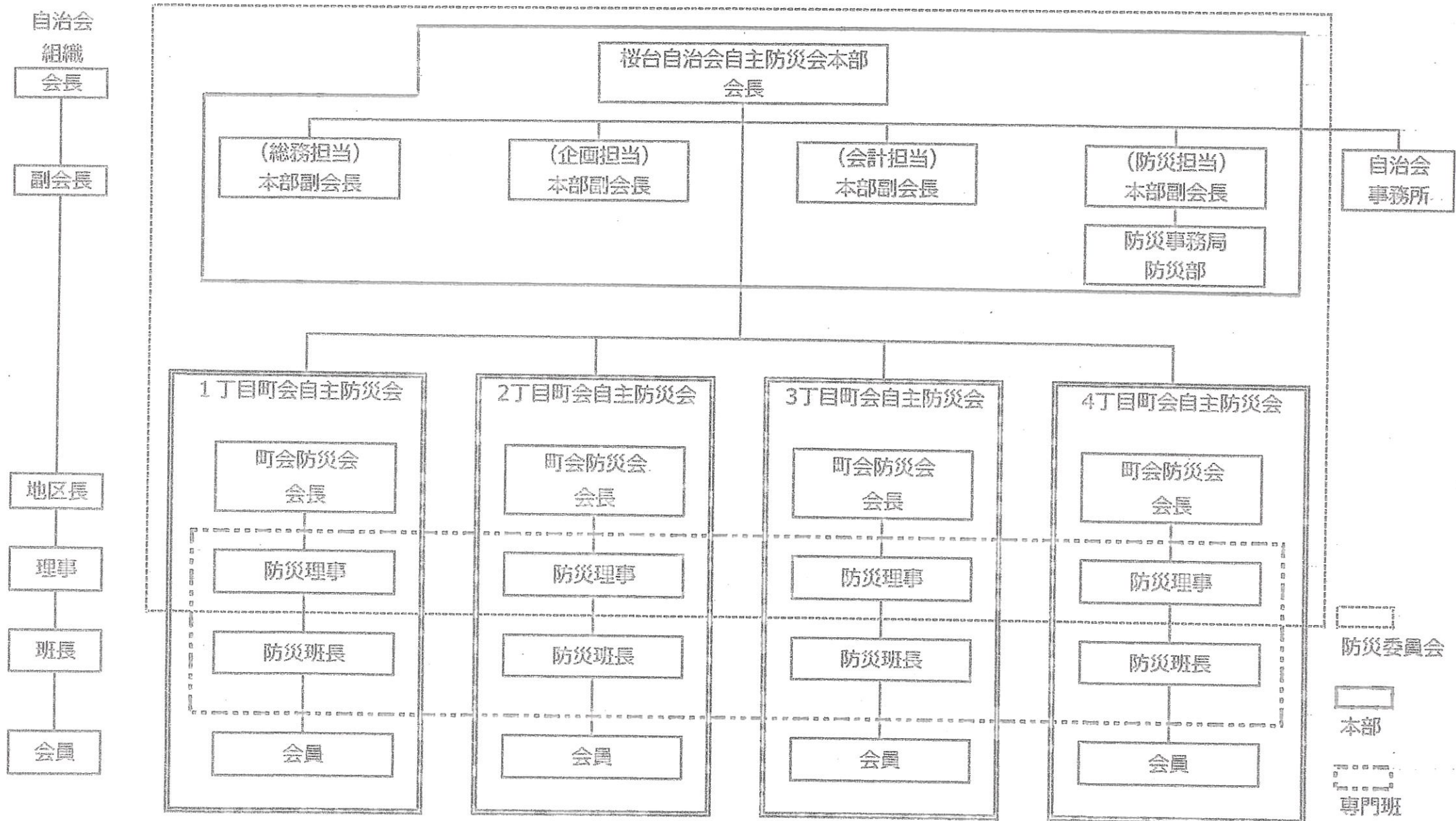
*6)防災倉庫に保管されている主な備品

- | | |
|-------------|------------------------------|
| ■ 避難誘導のぼり | ■ 折りたたみ式リヤカー |
| ■ 班長腕章 | ■ ブルーシート |
| ■ ヘルメット | ■ ハンディーライト |
| ■ 救急バック | ■ トランジスターメガホン |
| ■ ショベル・のこぎり | ■ 三角バケツ ほか |

備品の内容および数量は地区(町会)によって異なるので、詳細は防災倉庫点検票を参照のこと。

以上

別表1 桜台自治会自主防災会組織図



別表2 桜台自治会自主防災会本部、役員および専門班の担当業務

部署	平常時	災害時
災害対策本部 本部長 本部副会長 防災部部長・副部長	桜台自治会自主防災会活動を総括する。 ・公的機関との連絡調整 ・近隣町会との連絡調整	本部における活動 ・自治会全域での状況判断 ・4地区共助の指揮・命令 ・公助に対する救援救助要請 ・公的機関へ被害などの状況報告 指定避難場所における活動 指定場所での活動は、複数町会との共同生活体に向け組織を再編成する。
町会自主防災会 町会自主防災会会長(地区長)	居住町会会員の防災訓練等技術習得を奨励する。 ・防災倉庫および消火器庫の管理	指定避難場所に至る工程を指揮する。 ・各丁目避難状況を本部に報告 ・避難完了後、本部の支援
自主防災事務局 (防災部)	防災啓発活動と防災訓練の企画・実施 ・防災啓発活動を企画・実施 ・防災訓練の企画・実施 ・各丁目との情報伝達訓練の実施 ・各地区の防災倉庫および消火器庫の点検維持 ・各専門班の活動推進	本部における情報収集 ・情報の収集・集約、本部への報告 ・本部～地区間の連絡・伝令指揮 ・各丁目援助要求の調整指揮、本部への報告 ・本部～地区間の伝令業務 ・消火班、救出救助班の支援
防災理事 (各地区理事)	居住街区防災活動の推進 ・町会自主防災会会長を補佐し防災活動の推進を図る。	班の編成と統率 ・各地区の状況を把握し、町会自主防災会会長に報告 ・班を統率して各受持ち活動にあたる。
消火班 (イベント企画部)	初期消火訓練 ・消火器の使い方習得訓練 ・初期消火訓練 ・火災予防	初期消火実施 ・初期消火活動 ・火災の警戒・出火防止対策実施 ・災害現場に出動し現場指揮下に入る
救出・救助班 (広報部)	救出・救助技術の習得 ・救出・救助技術の習得および訓練の実施 ・応急手当(止血・固定処置・搬送等)技術の習得訓練	救出・救助活動 ・救出・救助活動の実施 ・救急車の誘導 ・応急手当・救急救命の実施
避難誘導班 (生活環境部)	避難呼びかけ・避難誘導訓練の習得訓練 ・一時避難場所、避難通路の点検 ・避難訓練の実施	避難誘導 ・避難の呼びかけ ・安否確認
生活班 (文化・体育部)	炊出し用具の準備と訓練 ・炊出用具の確保と訓練 ・持出品の整理、管理 ・避難生活の実際調査と手順作成	炊出し・物資配分 ・炊出し・物資配分の協力 ・避難所生活の調整 ・生活相談・心のケア
衛生・救護班 (福祉部)	応急手当・救急救命技術の習得訓練 ・応急手当(止血・固定処置・重傷者搬送等)技術の習得訓練 ・仮設トイレの対策検討	応急手当・救急救命活動 ・応急手当・救急救命の実施 ・重傷者の搬送 ・仮設トイレの対策・設置状況周知活動 ・防疫の協力
安全点検班 (防犯部)	地域の巡回点検 ・危険物の排除および安全の確保 ・危険物の調査	安全通路調査・避難誘導 ・被災後の巡回 ・危険個所の報告と周知活動

各部共通訓練

- ・応急手当(止血・固定処置・搬送等)技術の習得訓練
- ・救出・救助、応急手当技術習得訓練
- ・救急救命(AED等)技術の習得訓練関連訓練
- ・初期消火訓練への参加

別表3

【桜台自治会】安否確認シート

不在 -

【1丁目 1区 1班】

No.1-1

- 1) 世帯数欄：現在登録されている世帯数が記載されています。2世帯でお住まいの場合は、居住者全(合計人数)を記載下さい。
- 2) 要支援者欄：避難時に支援を必要とする方の人数を記入下さい。

(イ) その他の理由(乳幼児、妊産婦、外国人など)により支援が必要な方

番号	確認	氏名	住所	世帯員数	要支援者			被害の状況			避難場所	
					(ア)	(イ)	合計	人的被災	物的被災	特記事項	中央公園	南小
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19				1								
20												
21												
計				0								

訓練時 一時避難場所【中央公園】 指定避難場所【有秋南小学校】 参加家族員数は数字で記載・集計。

別表4

防災訓練 参加人数等集計表 (参考)

実施日時： 20**年 月 日 (曜日) **時～

1丁目 地区長

区 (氏名)	班	班長 (氏名)	一時避難所		有秋南小	備考
			参加人数	安全確認軒数 (タオル掲示軒数)	参加人数	
1区理事	1					
	2					
	3					
	5					
	6					
	小計					
2区理事	7					
	8					
	10					
	11					
	小計					
3区理事	14					
	16					
	17					
	18					
	19					
	21					
	小計					
合計						

* **理事**は班長から提出される安否確認シートから、防災訓練の参加人数、安全確認軒数(無事ですタオル掲示軒数)を集計し、本用紙に記入する。

また、最終避難所(有秋南小)の参加人数を記入し地区長に報告する。

* **地区長**は1丁目全体を集計し自治会長に報告する。